

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立立川第六中学校
校長名 三 浦 光 義 印

令和7年度 教育課程について（届）

このことについて、立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

1 教 育 目 標

（1）学校の教育目標

知・徳・体のバランスのとれた生徒の育成、正しい判断で主体的に行動がとれる生徒の育成、個性と創造力にあふれ、勤労の目的を自覚し、意欲的に取り組める生徒の育成を目指して、カリキュラム・マネジメントを推進し、以下の目標を設定する。

- ◎ 自らすすんで学ぶ人
- 健康で心豊かな人
- 責任を果たす人

（2）立川市教育委員会の学校教育の指針を踏まえた学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 自らすすんで学ぶ人を育成するために

- ①指導と評価の一体化を目指した指導計画・評価計画のもと、生徒一人一人が主体的に学習に取り組む魅力ある授業を実践する。また、各教科等の特質に応じて、生徒が自ら課題を見だし、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を育成する。
- ②一人1台端末を活用した学習指導の工夫と授業改善に取り組み、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図る。

イ 健康で心豊かな人を育成するために

- ①健康教育、安全指導等の充実を通して、体力の向上を図るとともに、健康で主体的・対話的に運動に親しむ資質や能力を育成する。
- ②「生命の尊さ」を第一に道德教育を推進し、生命を尊重する教育を行う。本校のいじめ防止基本方針を基に、組織的・継続的な対応力を強化し、学校・家庭・地域が連携していじめの未然防止、早期発見・早期解決の徹底を図る。また、生徒一人一人の実態を把握し、自尊感情や自己肯定感を高める指導の工夫を推進する。

ウ 責任を果たす人を育成するために

- ①立川市民科を中心とした地域に根ざした学習を通して、関係諸機関との連携を強化し、地域への愛着を深めるとともに、地域貢献力の育成を図る。
- ②生徒の自治的活動の充実を図るとともに、学校行事等で関係諸機関と連携した講演や学習活動等を設定し、規範意識やよりよい学校及び社会の実現に向けた自覚と意識を醸成する。

エ 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ①誰一人取り残さない教育を目指し、生徒一人一人の特性や課題に応じた支援と、保護者への教育相談を充実させる。
- ②地域学校協働本部を中心として、地域の人材や資源を有効に活用する。
- ③コミュニティ・スクールとしての機能を生かし、地域へ情報を発信し共有しながら地域全体で生徒の学びや成長を支える。また、六中校区域の小中学校との連携を密に、小中9年間の学びの視点で学習指導や基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成を図る。